

福島市再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する条例(案)の骨子

項 目		内 容
1 前 文		・吾妻連峰と阿武隈高地に囲まれた盆地に、信夫山や花見山などの里山が点在し、花やくだもの畑が広がる田園風景は、市民の誇りであり、心に刻み込まれたふるさとの光景である。 ・森林や田畑に恵まれた郷土の自然環境は災害から市民を守り、水資源を涵養し、また多様な生物や歴史・文化を育む場となってきた。 ・近年、山あい到大規模太陽光発電や風力発電の施設設置が相次ぎ、ふるさとの自然環境が失われつつある。 ・保水機能の低下によって災害の発生や水不足が危惧され、住処を追われた野生動物が里に出て被害を与えるなど、地域の安全安心に対する市民の懸念が高まっている。 ・市民が親しんできた美しい山々や田園風景といったふるさとの景観が損なわれている。 ・気候変動の影響で豪雨等による災害が多発するなか、ゼロカーボンに向けた取組は加速していかなければならないが、ゼロカーボンのために郷土を犠牲にすることはできない。 ・私たちには、美しく豊かで安全安心なふるさとを将来世代へと継承していく責任がある。 ・福島市は、令和5年8月31日「ノーモア・メガソーラー宣言～地域共生型の再エネ推進の決意を込めて～」を宣言し、山地でのメガソーラーは望まないとする一方、地域共生型の再生可能エネルギーには積極的に取り組むことを表明した。 ・その後も、山地への再生可能エネルギー発電施設の設置を目指す動きは絶えず、このままではふるさとの崩壊を招きかねない。 ・このため、条例によって再生可能エネルギー発電施設の適切な設置、管理に関し必要な事項を定め、美しく豊かで安全安心な環境を守り、次世代へと継承しながら、ゼロカーボンに向けた取組を推進することとする。
	2 目 的	この条例は、再生可能エネルギー発電施設の適切な設置等に関して必要な事項を定め、再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理を確保することにより、災害と被害の防止、水資源の涵養、景観と歴史文化の保全、生息生物の保護等を図り、もって、市民の生命及び財産を守り、市民が誇りに思う本市の豊かな環境を次世代に守り継ぐとともに、ゼロカーボンの実現に資する適正な再生可能エネルギー発電施設の導入を促進することを目的とする。
3 定 義		この条例において、次に掲げる用語の定義は、次のとおり。
	(1) 再生可能エネルギー発電施設	太陽光発電施設及び風力発電施設
	(2) 太陽光発電施設	太陽光を電気に変換するための施設及びその附帯設備で、出力が10キロワット（2以上の施設を同一事業区域に設置する場合にあっては、当該施設の出力の合計が10キロワット）以上のもの。（ア～ウを除く） ア 建築物（文化財保護法等の規定により重要文化財等に指定された建造物を除く）に設置されるもの イ 工場立地法に基づき設置される環境施設として設置されるもの ウ その他市長が別に定めるもの
	(3) 風力発電施設	風力を電気に変換するための施設及びその附帯設備。（ア、イを除く） ア 建築物に設置されるもの イ その他市長が別に定めるもの
	(4) 発電事業	再生可能エネルギー発電施設を設置（再生可能エネルギー発電施設を設置するための竹木の伐採、盛土、切土、埋立て等の造成工事を含む。以下同じ。）する事業若しくは再生可能エネルギー発電施設により電気を得る事業又はその両方
	(5) 発電事業者	発電事業を実施する者
	(6) 事業区域	発電事業を行う一団の土地（附属する管理施設、緩衝帯等に係る土地を含む。）をいう。ただし、規則で定めるところにより一体的な土地利用と認められる区域は、事業区域に含める。
	(7) 近隣住民等	近隣住民等はア～カに掲げる者をいう。 ア 近隣区域（事業区域の境界から概ね300メートル以内の区域）に居住し、又は近隣区域に土地若しくは建物を所有する者。ただし、市長が必要と認める場合は、発電施設の規模に応じて市長が別に定める距離とすることができる。） イ 賃借権、地上権、地役権その他の権原により、近隣区域の土地又は建物を使用する者 ウ 事業区域において土砂災害その他自然災害が発生した場合に、その影響を受けるおそれがある者として市長が認める者 エ 発電事業の実施により生活環境に影響を受けるおそれがある者として市長が認める者 オ 発電事業の実施により影響を受けるおそれがある観光業、農林水産業その他の事業を営む者 カ 近隣区域をその区域に含む又は近隣区域に隣接する町会の代表者及びその構成員

4 市の責務		
	(1)	市は、この条例の目的を達成するため、必要な措置を適切かつ円滑に講ずるものとする。
	(2)	市は、再生可能エネルギー発電施設の設置又は設置の計画が、本市の区域外であっても市域に影響を及ぼすおそれがある場合は、この条例の目的達成のため、周辺自治体に協力を求める等必要な措置を講じるものとする。
5 発電事業者の責務		
	(1)	発電事業者は、関係法令及びこの条例を遵守するとともに、災害の防止及び自然環境並びに景観の保全ために必要な措置を講じるよう努めるものとする。
	(2)	発電事業者は、近隣住民等との良好な関係を構築するよう努めるものとする。
	(3)	発電事業者は、発電事業に関する苦情及び紛争が生じたときは、誠意をもってその解決をするよう努めるものとする。
6 太陽光発電施設の禁止区域		発電事業者は、事業区域の全部または一部に次の区域（①～⑯）のいずれかを含む場合には、太陽光発電施設を設置してはならない。 ① 砂防法第2条の規定により指定された土地 ② 地すべり等防止法第3条第1項の規定により指定された地すべり防止区域 ③ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域 ④ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の規定により指定された土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域 ⑤ 水防法第14条第1項又は第2項の規定により指定された洪水浸水想定区域のうち家屋の流失又は倒壊をもたらすような氾濫等が発生するおそれがある区域として河川管理者が定める区域 ⑥ 河川法第6条第1項に規定する河川区域 ⑦ 森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の地域森林計画において定められた同条第2項第1号の森林の区域及び同法第25条第1項の規定により指定された保安林 ⑧ 自然公園法第2条第1号に規定する自然公園に該当する区域 ⑨ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区 ⑩ 文化財保護法第27条第1項の規定により重要文化財に指定された建造物及び同法第57条第1項の規定により文化財登録原簿に登録された建造物並びに同法第109条第1項の規定により指定された史跡名勝天然記念物の区域 ⑪ 福島県文化財保護条例第4条第1項の規定により福島県指定重要文化財に指定された建造物及び同条例第24条第1項の規定により指定された県指定史跡名勝天然記念物の区域 ⑫ 福島市文化財保護条例第3条第1項の規定により福島市指定有形文化財に指定された建造物及び同条例第15条第1項の規定により指定された市指定史跡名勝天然記念物の区域 ⑬ 福島市水道水源保護条例第6条第1項の規定により指定された水源保護地域 ⑭ 福島市風致地区区内における建築等の規制に関する条例第2条に規定する風致地区 ⑮ 特に景観を保全することが必要な区域として市長が別に定める区域 ⑯ その他、土砂災害のおそれがある区域として市長が規則で定める区域
7 風力発電施設の禁止区域		発電事業者は、事業区域の全部又は一部に次の区域（①～⑦）のいずれかを含む場合には、風力発電施設を設置してはならない。 ① 砂防法第2条の規定により指定された土地 ② 地すべり等防止法第3条第1項の規定により指定された地すべり防止区域 ③ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域 ④ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の規定により指定された土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域 ⑤ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区 ⑥ 福島市水道水源保護条例第6条第1項の規定により指定された水源保護地域及び当該地域境界から風力発電施設の最高地上高に相当する距離以内の区域 ⑦ その他、土砂災害のおそれがある区域として市長が規則で定める区域
8 事前協議		11に規定する設置許可の申請をしようとする者は、当該申請をする前に、規則で定めるところにより、設置計画概要（再生可能エネルギー発電施設の設置に係る計画の概要）を市長に提出するとともに、市長と事前協議しなければならない。

9 近隣住民等への説明及び意見の聴取		
	(1)	発電事業者は、事前協議完了後に、設置計画概要を公表しなければならない。
	(2)	発電事業者は、設置計画概要を公表した日の翌日から起算して14日以後に、近隣住民等への説明会を開催し、設置計画概要の内容を説明しなければならない。この場合において、発電事業者は、近隣住民等の理解が得られるよう努めなければならない。
	(3)	近隣住民等は、説明会が終了した日の翌日から30日以内に、発電事業者に対し意見書を提出することができる。
	(4)	発電事業者は、説明会における参加者の意見及び提出された意見に対し、必要に応じて協議するとともに、誠実に回答しなければならない。
	(5)	発電事業者は、(4)による協議及び回答の内容(意見がなかったときは、その旨)を記載した回答等報告書を市長に提出しなければならない。
10 費用の確保		発電事業者は、発電事業を実施するときは、次に掲げる費用を確保しなければならない。 ① 再生可能エネルギー発電施設の維持管理に要する費用 ② 再生可能エネルギー発電施設を撤去するために必要な費用その他発電事業の廃止に要する費用
11 設置許可		
	(1)	発電事業を行おうとする者は、あらかじめ、市長の許可(設置許可)を受けなければならない。
	(2)	設置許可を受けようとする者(申請者)は、規則で定めるところにより、9(5)の規定により回答等報告書を提出した日から起算して1年以内かつ再生可能エネルギー発電施設の設置工事着手の60日前までに、市長に許可の申請をしなければならない。
12 許可基準		
	(1)	市長は、設置許可の申請があったときは、①～⑪のいずれにも該当すると認めるときでなければ、設置許可をしてはならない。 ① 事業区域の全部又は一部に禁止区域を含まないこと。 ② 自然環境を保護するための措置が、規則で定める基準に適合していること。 ③ 景観を保全するための措置が、規則で定める基準に適合していること。 ④ 反射光、騒音等による近隣住民の生活環境への被害を防止するための措置が、規則で定める基準に適合していること。 ⑤ 防災上必要な措置が、規則で定める基準に適合していること。 ⑥ 造成を行う場合は、当該造成が規則で定める基準に適合していること。 ⑦ 雨水排水施設等が規則で定める基準に適合していること。 ⑧ 道路、河川、水路その他公共の用に供する施設の構造、管理等に支障を来すおそれがないものとして規則で定める基準に適合していること。 ⑨ 電気事業法、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法その他関係法令の基準に適合していること。 ⑩ 申請者が不正な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がないこと。 ⑪ 申請者(申請者が法人の場合は、その代表者を含む。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
	(2)	市長は、設置許可に、災害の防止、良好な景観及び自然環境等の保全並びに地域との調和に関して必要な条件を付すことができる。
13 標識の設置		設置許可を受けた者(許可事業者)は、当該設置許可を受けている間、当該許可事業者が設置許可を受けた発電事業(許可事業)の事業区域において公衆の見やすい場所に、規則で定める標識を設置しなければならない。
14 関係書類の保存及び閲覧		
	(1)	許可事業者は、許可事業を実施している間、この条例の規定により市長に提出した書類の写しを保存しなければならない。
	(2)	許可事業者は、許可事業を実施している間、近隣住民等の求めに応じ、(1)の書類の写し並びに維持管理計画及び保守点検の記録を、規則で定める方法により、閲覧させなければならない。
15 設置工事着手届		許可事業者は、設置工事に着手しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、着手する14日前までに、市長に届け出なければならない。
16 設置工事完了届		許可事業者は、設置工事を完了したときは、規則で定めるところにより、完了した日の翌日から14日以内に、市長に届け出なければならない。
17 完了検査		
	(1)	許可事業者は、①、②に掲げる時期は、規則で定めるところにより、検査を受けなければならない。 ① 設置工事のうち造成等が完了したとき。 ② 設置工事の全てが完了したとき。
	(2)	市長は、検査を実施したときは、検査完了日の翌日から起算して14日以内に、規則で定めるところにより、検査の結果を通知する。

18 変更許可		
	(1)	許可事業者は、設置許可に係る内容の変更をしようとするときは、あらかじめ、市長の許可（変更許可）を受けなければならない。ただし、市長が別に定める場合及び規則で定める軽微な変更については、この限りでない。
	(2)	8から17までの規定は、変更許可について準用する。
	(3)	(2)の規定により準用される設置工事着手届及び設置工事完了届並びに完了検査は、市長が必要と認める場合は省略することができる。
	(4)	許可事業者は、軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。
	(5)	許可事業の一部譲渡又は許可事業者について相続、合併若しくは分割（当該許可事業の一部を承継させるものに限る。）に係る変更許可があったときは、当該発電事業の一部を譲り受けた者又は相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により発電事業を継続すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該許可事業の一部を承継した法人は、新たに設置許可を受けた者とみなす。
19 非常時の連絡先の公表		許可事業者は、再生可能エネルギー発電施設を設置した場合は、当該再生可能エネルギー発電施設に係る災害の発生等に備えた連絡体制その他規則で定める事項について、あらかじめ公表しなければならない。
20 定期報告		
	(1)	許可事業者は、①～③に掲げる事項について、規則で定めるところにより、年度ごとに市長に報告しなければならない。 ① 再生可能エネルギー発電施設の前年度の維持管理の状況 ② 再生可能エネルギー発電施設の撤去費用の確保の状況 ③ 設置許可の基準及び許可条件に適合している状況
	(2)	(1)の規定による報告は、再生可能エネルギー発電施設の撤去が完了するまで行わなければならない。
21 維持管理及び保守点検		
	(1)	許可事業者は、規則で定める維持管理に関する基準に従って、再生可能エネルギー発電施設及び事業区域を安全かつ良好な状態で維持するよう管理しなければならない。
	(2)	許可事業者は、(1)の規定による管理に必要な維持管理計画を定め、再生可能エネルギー発電施設に係る保守点検を実施し、及び記録し、並びに当該記録の保管しなければならない。
22 事故等の報告		許可事業者は、事故又は土砂災害その他の災害により、事業区域内の再生可能エネルギー発電施設に損壊が生じ、又は周辺地域の環境の保全に支障が生じた場合は、直ちに再生可能エネルギー発電施設の復旧や環境保全に必要な措置を講ずるとともに、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を市長に報告しなければならない。
23 撤去開始届		許可事業者は、許可事業に係る再生可能エネルギー発電施設を撤去しようとするときは、撤去しようとする日の30日前までに、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。
24 撤去完了届		許可事業者は、許可事業に係る再生可能エネルギー発電施設の撤去が完了したときは、撤去が完了した日から30日以内に、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。
25 許可事業の廃止		
	(1)	許可事業者は、許可事業に係る再生可能エネルギー発電施設の撤去を完了し、24に規定する届出の後でなければ、許可事業を廃止することができない。
	(2)	許可事業者は、許可事業を廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。
	(3)	許可事業が廃止されたときは、当該許可事業に係る設置許可（変更許可を含む。）は、その効力を失う。
26 原状回復		許可事業者は、前条の規定により許可事業を廃止したときは、当該事業区域を原状に回復するよう努めなければならない。
27 地位の承継等		
	(1)	許可事業者が許可事業の全部を譲渡し、又は設置許可を受けた者について相続、合併若しくは分割（当該許可事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、当該許可事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により発電事業を継続すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該許可事業の全部を承継した法人は、設置許可を受けた者の地位を承継する。
	(2)	(1)の規定により設置許可を受けた者の地位を承継した者は、その承継の日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
28 報告の徴収		市長は、この条例の施行に必要な限度において、許可事業者に対して報告又は資料の提出を求めることができる。

29 立入調査		
	(1)	市長は、この条例の施行に必要な限度において、許可事業者その他当該許可事業に係る整備、運営等を行う事業者の事務所若しくは事業区域において立入調査をすることができる。
	(2)	立入調査を実施する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
	(3)	立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
30 指導及び助言		市長は、この条例の施行に必要な限度において、発電事業者に対して必要な指導及び助言をすることができる。
31 勧告		市長は、次に掲げる者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告をすることができる。 ① 設置許可を受けないで、発電事業を実施する者 ② 設置許可及び変更許可の内容に適合しない発電事業を実施する者 ③ 変更許可を受けずに、設置許可の内容を変更して発電事業を実施する者 ④ 20の規定による定期報告を行わず、又は定期報告について虚偽の報告をした者 ⑤ 21の規定による維持管理又は保守点検を行わない者 ⑥ 22の規定による事故等の報告を行わず、又は事故等の報告について虚偽の報告をした者 ⑦ 28の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は報告若しくは資料の提出について虚偽の報告若しくは資料の提出をした者 ⑧ 29の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者 ⑨ 設置許可を受けた再生可能エネルギー発電施設の維持管理が適切になされていないことに起因して災害が発生し、若しくは災害の被害が拡大し、又は自然環境若しくは生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがあると市長が認める場合において、当該許可事業を実施している者
32 措置命令		市長は、勧告を受けた者が、正当な理由なくその勧告に従わないときは、その者に対し、その勧告に係る措置を講ずるよう命ずることができる。
33 違反事実の公表等		
	(1)	市長は、措置命令を受けた者が正当な理由なく当該命令に従わなかったときは、その旨並びに当該命令を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を公表することができる。
	(2)	市長は、(1)の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、公表されるべき者に対しその理由を通知するとともに、弁明の機会を与えなければならない。
34 許可の取消し		
	(1)	市長は、許可事業者が①～⑥のいずれかに該当するときは、設置許可及び変更許可を取り消すことができる。 ① 虚偽その他不正な手段により、設置許可又は変更許可を受けたとき。 ② 設置許可又は変更許可を受けた内容と異なる発電事業を実施したとき。 ③ 12(2)（18(2)の規定により準用する場合を含む。）の条件に反するとき。 ④ 設置許可又は変更許可を受けた日から起算して1年を経過した日までに許可事業に着手しなかったとき。 ⑤ 設置許可又は変更許可を受けた日から起算して5年を経過した日までに再生可能エネルギー発電施設が稼働しなかったとき。 ⑥ 32の規定による措置命令に従わなかったとき。
	(2)	許可事業者は、(1)の規定により設置許可若しくは変更許可又はその両方を取り消されたときは、速やかに当該再生可能エネルギー発電施設を撤去するとともに、原状を回復しなければならない。
35 審議会への諮問		市長は、必要と認める場合は、福島市環境審議会条例第1条に規定する審議会に諮問し、意見を聴くことができる。
36 手数料		
	(1)	設置許可又は変更許可を受けようとする者は、申請の際に別表に定める額の手数料を納付しなければならない。
	(2)	既納の手数料は、還付しない。
37 情報の開示		
	(1)	市長は、8の規定により提出された設置計画概要、9(5)の規定より提出された回答等報告書、11の規定による設置許可の内容、15、16、23、24、25(2)及び27(2)の規定による届出の内容、18(1)の規定による変更許可の内容、20(1)及び22の規定による報告の内容及び34(1)の規定により設置許可若しくは変更許可を取り消した場合における当該者の氏名又は名称を公表することができる。
	(2)	市長は、(1)の規定による公表において、公表する内容に福島市情報公開条例第9条各号のいずれかに該当する情報が含まれている場合は、その一部又は全部を公表しないことができる。
	(3)	発電事業者は、9(5)に規定する回答等報告書を、規則で定めるところにより、公表しなければならない。
	(4)	許可事業者は、11(1)の規定により設置許可を受けた旨、15、16、23、24、25(2)及び27(2)の規定による届出の内容、20(1)及び22(1)の規定による報告の内容を、規則で定めるところにより、公表しなければならない。

	(5)	発電事業者及び許可事業者は、(3)(4)に規定するもののほか、設置工事の進捗、再生可能エネルギー発電施設の稼働状況等を公表するよう努めるものとする。
	(6)	発電事業者及び許可事業者は、この条例の規定により公表する書類等に個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条の個人情報をいう。以下同じ。）が含まれている場合は、当該個人情報第三者に明らかとならないよう必要な措置を講じたうえで公表しなければならない。
38 国又は地方公共団体の特例		
	(1)	国及び地方公共団体（国等）が発電事業を実施しようとするときは、8から37までの規定は適用しない。この場合において、国等は、あらかじめ、市長と協議しなければならない。
	(2)	市長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、国等に対し、太陽光発電施設等の設置等に関して報告を求めることができる。
	(3)	市長は、(2)の規定による報告があった場合において、必要があると認めるときは、当該通知又は報告をした国等に対し、必要な要請をすることができる。
39 委任		
この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に規則で定める。		
40 附則		
	(1) 施行期日（予定）	令和7年4月1日
	(2) 適用関係	6から19まで、20(1)②及び③、21、25(1)及び(3)、27、31①から③まで、34、36並びに37の規定は、この条例の施行の日前に設置の工事に着手した再生可能エネルギー発電施設（以下「既存施設」）については、適用しない。この場合において、5中「発電事業者」とあるのは「この条例の施行の日前に設置の工事に着手した再生可能エネルギー発電施設（以下「既存施設」という。）に係る発電事業（以下「既存事業」）を行う者」と、20(20(1)②及び③を除く。）、22から24まで、25(2)、26、28並びに29中「許可事業者」とあるのは「既存事業を行う者」と、23、24、25(1)及び29中「許可事業」とあるのは「既存事業」と、30中「発電事業者」とあるのは「既存事業を行う者」と、31⑤中「21」とあるのは「40(8)」と、「維持管理及び保守点検」とあるのは「維持管理」と、31⑨中「設置許可を受けた再生可能エネルギー発電施設」とあるのは「既存施設」と、「許可事業」を「既存事業」と読み替えるものとする。
	(3) 既存施設の届出	既存事業を行う者（以下「既存事業者」という。）は、令和7年9月30日までの間に、規則で定めるところにより、当該既存施設について市長に届け出なければならない。
	(4) 既存施設の届出	(3)の規定により届け出た者（以下「既存施設届出者」）が、当該既存事業の全部又は一部を譲渡し、又は既存施設届出者について相続、合併若しくは分割があったときは、当該既存事業の全部又は一部を譲り受けた者又は相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により発電事業を継続すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該既存事業の全部又は一部を承継した法人は当該譲渡又は相続、合併若しくは分割のあった日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
	(5) 既存施設の届出	既存施設届出者は、(3)の規定により届け出た内容を変更しようとするときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。
	(6) 既存施設の標識の設置	既存施設届出者は、令和7年12月28日までの間に、規則で定めるところにより、既存施設の事業区域内の公衆の見やすい場所に、氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を設置しなければならない。ただし、施行日において既存施設の設置が完了していない場合においては、当該既存施設設置の翌日から起算し3か月以内に設置する者とする。
	(7) 既存施設の非常時の連絡先の公表	既存事業者は、既存施設に係る災害の発生等に備えた連絡体制その他規則で定める事項について、公表しなければならない。
	(8) 既存施設の維持管理	既存事業者は、既存施設及びその事業区域において、土砂の流出等が発生しないよう適正な維持管理をしなければならない。
	(9) 検討	市長は、この条例の施行の日から少なくとも3年ごとに、この条例の施行の状況、社会情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

< 3 6 別表 >

種 類		金 額
事 務	名 称	
1 設置許可の申請に対する審査	設置許可申請手数料	1 件につき (1) 事業区域の面積が 0.1ヘクタール未満のとき 13,000円 (2) 事業区域の面積が 0.1ヘクタール以上 0.3ヘクタール未満のとき 30,000円 (3) 事業区域の面積が 0.3ヘクタール以上 0.6ヘクタール未満のとき 65,000円 (4) 事業区域の面積が 0.6ヘクタール以上 1ヘクタール未満のとき 120,000円 (5) 事業区域の面積が 1ヘクタール以上 3ヘクタール未満のとき 200,000円 (6) 事業区域の面積が 3ヘクタール以上 6ヘクタール未満のとき 270,000円 (7) 事業区域の面積が 6ヘクタール以上 10ヘクタール未満のとき 340,000円 (8) 事業区域の面積が 10ヘクタール以上のとき 480,000円
2 変更許可の申請に対する審査	変更許可申請手数料	変更許可申請 1 件につき 次に掲げる額を合算した額。 ※その額が480,000円を超えるときの手数料の額は、480,000円とする。 (1) 再生可能エネルギー発電施設に関する設計の変更（(2)のみに該当する場合を除く。）については、事業区域の面積（(2)に規定する変更を伴う場合は変更前の事業区域の面積、事業区域の縮小を伴う場合は縮小後の事業区域の面積）に応じ設置許可申請手数料に規定する額に10分の1を乗じて得た額 (2) 新たな土地の事業区域への編入する変更については、新たに編入される事業区域の面積に応じ前項に規定する額 (3) (1)及び(2)以外の変更については、10,000円